

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業

耐震補強設計・耐震補強工事 助成制度ご利用の手引き

(戸建て住宅版)



目次

	ページ
1 申請の前にご確認ください	1
2 耐震補強設計助成金を申請する	4
(1) 助成金の交付申請について	5
(2) 辞退・変更について	5
(3) 耐震補強設計実績の報告について	6
(4) 助成金の請求について	6
3 耐震補強工事助成金を申請する	7
(1) 助成金の交付申請について	8
(2) 辞退・変更について	9
4 補強工事の実施について	10
(1) 特定工程の調査について	10
(2) 設計者による検査について	10
(3) 耐震補強工事実績の報告について	11
(4) 住宅耐震改修証明書等の発行について	11
(5) 助成金の請求について	12
5 耐震補強工事に伴う減税について	13
6 よくある質問	15
7 記入例・様式	18

—ご案内—

本事業に関する要綱及び申請書類等は、下記のさいたま市ホームページからダウンロードできるほか、北部・南部建設事務所の建築指導課及び建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」及び「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い」に基づき助成するものです。詳細につきましては、本要綱をご確認いただきますようお願いいたします。

●耐震補強等助成事業(戸建住宅の耐震補強工事)

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p022061.html>

こちらのQRコードからアクセスできます。→



1 申請の前にご確認ください（設計・工事共通）

本制度のご利用にあたって

本制度は、耐震補強設計及び耐震補強設計に基づく補強工事それぞれの助成金の申請についてご利用いただけます。

① 耐震補強設計助成金を申請する。

→ P.4

② 耐震補強工事助成金を申請する。

（補強設計が完了している場合）

→ P.7

本手引きにおいては、上記①、②の手続きについてご案内いたします。

なお、補強設計からご利用いただく場合は、既に実施している耐震診断が、補強工事からご利用いただく場合は、既に実施している耐震診断・補強設計が、それぞれ本制度の助成対象となる耐震診断※、補強設計である必要がありますのでご注意ください。

※ （一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法（略算法又は精算法）又は精密診断法など、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年 国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断が対象となります。

－注意－

補強設計・補強工事を行う住宅は、助成金を受ける場合に、建築基準法に違反しているものは、補強計画とあわせて現行法令に適合するよう違反部分を是正していただく必要があります。（このとき是正する部分に対する工事費は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。）

対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に工事に着手し建てられた戸建て住宅^{※1}で、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でない^{※2}と判定された住宅が対象となります。

※1 2戸の長屋で親族のみで居住するもの（2世帯住宅）を含み、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限りです。

※2 木造の場合：上部構造評点、又は I_w （構造耐震指標）が1.0未満相当
木造以外の場合： I_s （構造耐震指標）が0.6未満相当

申請者となる方（交付対象者）

対象となる住宅を所有している方又はその2親等以内の親族が申請者となります。

※2親等以内の親族が申請する場合は所有者の承諾が必要です。また、対象となる住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、全員が耐震補強を実施することについて承諾している必要があります。

対象となる耐震補強工事

この制度は、基礎・柱・壁の補強、軽量化のための屋根の葺替えなど、建物の耐震性能を現行の耐震基準^{*}に適合させるための補強設計を行い、それに基づいた工事を行う場合にご利用になれます。

補強設計については、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿に登録された診断資格者（木造以外の住宅については建築士事務所に所属する建築士）が行います。

補強工事については、建設業法第3条の建設業（建築工事業）の許可を受けている方が行うものとします。

※現行の耐震基準に適合させるための補強工事は、木造建築物の場合、補強工事が行われた結果、(一財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法による上部構造評点が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であることが確認できた場合、現行の耐震基準に適合させるための補強工事を行ったものとします。

助成率・助成額

① 耐震補強設計に対する助成額

補強設計費用の $\frac{2}{3}$ （千円未満は切捨てとします。）

上限20万円/棟

② 耐震補強工事に対する助成額

A. 補強工事に要する費用 $\times \frac{1}{2}$

B. 住宅の床面積 $\times 34, 100$ 円/㎡ $\times \frac{1}{2}$

AまたはBの低い額（千円未満は切捨てとします。）

助成限度額 120万円/棟※

※耐震補強設計の助成金を受けている場合は、120万円から耐震補強設計の助成額を減じた額が補強工事の助成限度額となります。

※非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当する3階建て以上のもの、かつ、 I_s 値が0.3未満相当の場合は、360万円から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が上限です。

- ◎ 補強設計や補強工事を途中で取りやめた場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

助成の申請期間

各年度の4月1日以後に申請、同じ年度の1月31日までに申請した耐震補強設計又は耐震補強工事を完了し『実績の報告』をしていただきます。

報告にあっては、

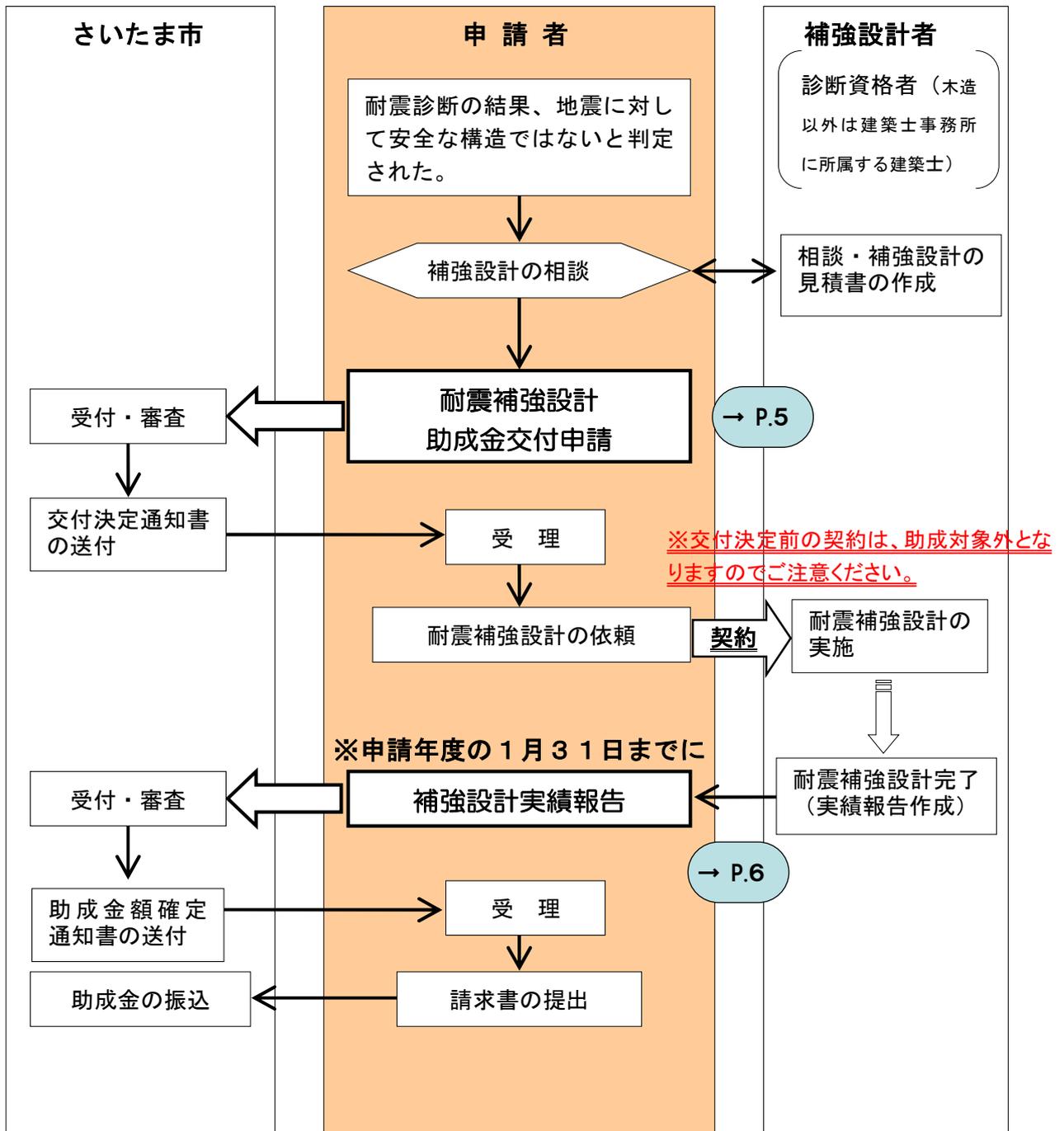
2. (3) 耐震補強設計実績の報告について (P6)

4. (3) 耐震補強工事实績の報告について (P11)

でご案内します。

- ◎ 助成金の交付決定前に、補強設計や補強工事の契約をしてしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。
- ◎ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。

2 耐震補強設計助成金の申請をする



(1) 耐震補強設計助成金の交付申請について

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成条件に適合しているか確認します。

提出書類	備考
耐震補強設計助成金交付申請書	様式第 9 号
耐震補強設計に要する費用の見積書の写し	
申請者が所有者と 2 親等以内の関係であることが確認できる書類	申請者が所有者と異なる場合に限る。 住民票の写し、戸籍謄本など
承諾書	申請者以外に所有者がいる場合に限る。 取扱い様式第 2 号
■ 耐震診断の助成金交付申請をしている場合に省略できる書類。(耐震診断助成金の交付から提出済みの書類に変更がある場合は改めて提出してください。)	
建物の登記事項証明書、納税通知書など	助成対象住宅の所有者と建築時期が確認できる書類
耐震診断等報告書の写し	
配置図及び各階平面図	助成対象建築物の位置及び面積を表示すること。
消費税等仕入控除不適用申出書 (「よくある質問 (2) Q9」p16 参照)	申請者が消費税等仕入控除を行わない場合に限る。 様式第 27 号

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書(設計)(様式第 10 号)」^{※1}を発行します。

この交付決定通知書(様式第 10 号)を受理してから、補強設計の契約を締結し、補強設計を進めてください。(契約者名と申請者名は同一としてください。)

※1 交付決定通知書(様式第 10 号)は、助成金の支払いを確定したものではありません。その後、補強設計が行われなかった場合や審査で適合しなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

(2) 辞退・変更について

「耐震補強設計助成金交付申請書(様式第 9 号)」を提出した後、やむを得ない理由で補強設計を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届(様式第 5 号)」をご提出ください。既に補強設計に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

また、助成金の申請の内容を変更しようとするときは、耐震補強設計・工事変更承認申請書(様式第 11 号)に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

(3) 耐震補強設計実績の報告について

耐震補強設計は、申請年度の1月31日までに完了させ、同日までに完了の報告を「耐震補強設計実績報告書（様式第13号）」にて行ってください。

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。適切に耐震補強設計が行われたことを確認します。

提出書類	備 考
耐震補強設計実績報告書	様式第13号
耐震補強設計概要書	様式第14号
耐震補強設計図	工法、仕様、部材、規格、数量などを明示し、施工時の検査において照会ができるものである必要があります。
耐震補強工事実施後の耐震診断書	
建築基準法令に適合しない部分がある場合は、その是正計画書	助成金の適否に係らず是正する必要があります。
耐震補強設計の契約書等の写し	
耐震補強設計の領収書等の写し	

提出していただいた内容を審査し、適切に耐震補強設計が行われたことを確認した後、「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を発行します。

(4) 助成金の請求について

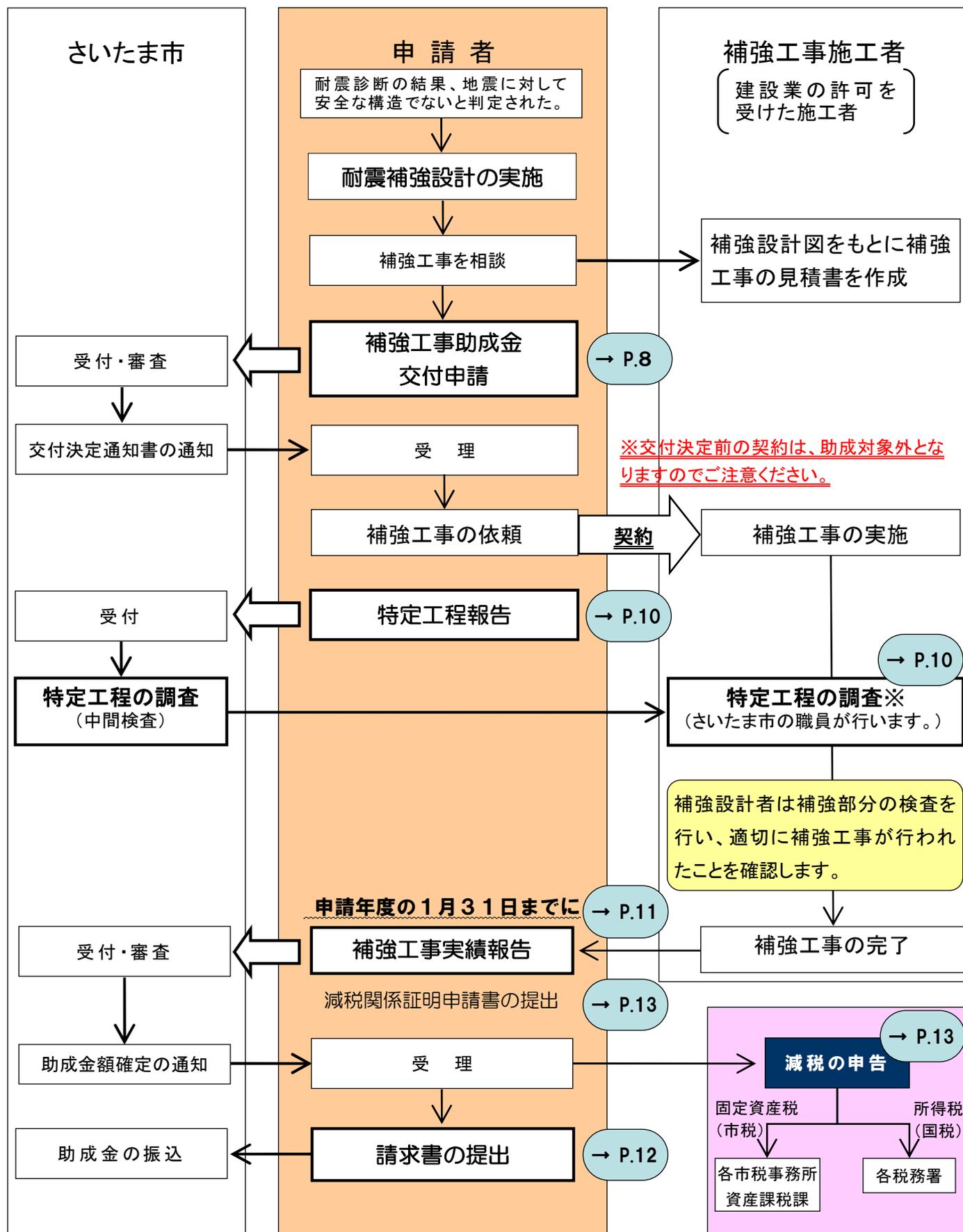
「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第8号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

- ◎ 誤字については、訂正箇所に訂正印又はサインをお願いします。修正液などは使わないようにしてください。
- ◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。
- ◎ 請求書（様式第8号）がさいたま市に届きますと、約2～3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。
- ◎ 請求書（様式第8号）の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

例 × りそな銀行 東浦和支店	→ ○ 埼玉りそな銀行 東浦和支店
× 三菱東京UFJ銀行 ☆△□支店	→ ○ 三菱UFJ銀行 ☆△□支店

『3 耐震補強工事助成金の申請をする(P.7)』へお進みください。

3 耐震補強工事助成金の申請をする



(1) 耐震補強工事助成金の交付申請について

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成条件に適合しているか確認します。

提出書類	備考
耐震補強工事助成金交付申請書	様式第14号の2
補強工事費内訳書	取扱い様式第4号（見積書を提出する場合は、補強工事部分とそれ以外のリフォーム部分を区別したもの。）
現況写真	
助成金額算定書	取扱い様式第3-1号
申請者が所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類	申請者が所有者と異なる場合に限る。 住民票の写し、戸籍謄本など
承諾書	申請者以外に所有者がいる場合に限る。 取扱い様式第2号
■ 耐震補強設計助成金の交付申請をしている場合に省略できる書類。（耐震補強設計助成金の交付から変更がある場合は改めて提出してください。）	
耐震補強設計概要書	様式第14号
耐震補強設計図	
補強工事実施後の耐震診断報告書	
建築基準法令に適合しない部分がある場合は、その是正計画書	
消費税等仕入控除不適用申出書 （「よくある質問（2）Q9」p16参照）	申請者が消費税等仕入控除を行わない場合に限る。様式第27号
■ 耐震診断・耐震補強設計のどちらの助成金の申請もしていない場合に必要な書類。	
建物の登記事項証明書など	助成対象住宅の所有者と建築時期が確認できる書類
補強工事実施前の耐震診断報告書	
配置図及び平面図	建築物の位置及び面積を表示すること。

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書（工事）（様式第10号）」^{*1}を発行します。

この交付決定通知書(様式第10号)を受理してから補強工事の契約を締結し、補強工事に着手してください。（契約者名と申請者名は同一としてください。）

※1 交付決定通知書(様式第10号)は、助成金の支払いを確定したものではありません。その後、補強工事が行われなかった場合や審査等に適合しなかった場合、その他要綱に違反した場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

◎ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。

(2) 辞退・変更について

「耐震補強設計・工事助成金交付決定通知書(様式第10号)」を受けた後、やむを得ない理由で補強工事を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届(様式第5号)」をご提出ください。既に補強工事に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

助成金の申請の内容を変更しようとするときは、耐震補強設計・工事変更承認申請書(様式第11号)に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

また、耐震補強工事に係る助成金の交付の内容の変更のうち、軽微な変更で、助成金の額に変更が生じないものについては、耐震補強設計変更報告書(取扱い様式第5号)を作成し、耐震補強工事の実績報告に併せて報告してください。

『 4 補強工事の実施について(P.10) 』へお進みください。

4 補強工事の実施について

(1) 特定工程の調査について

補強工事が「耐震補強設計図」に基づき、適切に施工されているか確認する手続きです。構造耐力上主要な部分の施工が適切にされていることが確認できる工程に達した時に実施し、補強計画の内容によっては、複数回の調査が必要となることも考えられます。

調査の工程は、木造住宅につきましては、基礎の配筋時又は筋交いなどを入れた軸組みの設置時とします。補強工事の工程が調査を行う段階に近づきましたら、各建設事務所の建築指導課に特定工程報告書（取扱い様式第10号）を提出し、調査の日時等について打合せを行ってください。

調査当日はさいたま市の職員がお伺いしますので、必要な調査を受けてください。調査の全ての項目に適合した場合に、補強工事に関する次の工程にお進みください。

(2) 設計者等による耐震補強工事の検査

さいたま市の職員が行う特定工程の調査を行う前に、申請者は耐震補強の設計者（又は、設計者に代わって検査が行えると市長が認める者^{※1}）を工事検査者として指定し、耐震補強工事の検査を行わせる必要があります。

工事検査者は、工程ごとに耐震補強設計のとおり補強工事が実施されていることを検査し、補強工事が耐震補強設計のとおり実施されたことを確認した上で、工事検査状況報告書（取扱い様式第7号）を作成します。

申請者は、工事検査者から工事検査状況報告書の提出を受け、耐震補強工事の完了を確認します。

※1 木造の戸建て住宅の場合はさいたま市の診断資格者、他の建築物の場合は、建築士事務所に所属する建築士である必要があります。

(3) 耐震補強工事実績の報告について

補強工事は、助成金申請年度の1月31日までに完了させ、同日までに完了の報告を「耐震補強工事実績報告書（様式第15号）」にて行ってください。

申請者は、耐震補強設計を行った者（又は市長が認める者）に検査を行わせ、適切に補強工事が行われたことを確認します。

ご提出していただく書類は次のとおりです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。適切に耐震診断が行われたことを確認します。

提出書類	備考
耐震補強工事実績報告書	様式第15号
工事検査状況報告書	取扱い様式第7号
耐震補強工事に係る契約書等の写し	
耐震補強工事に係る領収書等の写し	
施工箇所（全箇所）の工事写真 （補強部分を施工前・中・後で撮影）	耐震補強設計図の内容との照合ができるもの。
建築基準法令に適合しない部分があった場合は、その是正報告書	

報告していただいた内容を審査し、助成金額を決定したときは「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を発行します。

(4) 住宅耐震改修証明書等の発行について

一定期間内に耐震補強を行った場合、固定資産税(家屋)の減額措置及び所得税額の特別控除が受けられます。

固定資産税(家屋)の減額措置を受ける場合は「固定資産税減額証明申請書」に、所得税額の特別控除を受ける場合は「住宅耐震改修証明申請書」に必要事項を記入の上、耐震補強工事実績の報告と併せてご提出ください。適切に補強工事が行われたか確認した後、証明書を発行します。

証明書を受理した後、必要書類を添付し、各手続きに従って申告を行ってください。詳しい内容については、『5 耐震補強工事に伴う減税のお知らせ(P.13)』をご参照ください。

(5) 助成金の請求について

「助成金交付額確定通知書（様式第 7 号）」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第 8 号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

- ◎ 誤字については、訂正箇所には訂正印又はサインをお願いします。修正液などは使わないようにしてください。
- ◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。
- ◎ 請求書(様式第 8 号)がさいたま市に届きますと、約 2~3 週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。
- ◎ 請求書(様式第 8 号)の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

例	×	りそな銀行 東浦和支店	→	○	埼玉りそな銀行 東浦和支店
	×	三菱東京UFJ銀行 ☆△□支店	→	○	三菱UFJ銀行 ☆△□支店

5 耐震補強工事に伴う減税について

(所得税額の特別控除及び固定資産税(家屋)の減額措置)

平成18年度税制改正において、既存住宅の耐震改修を行った場合の所得税額の特別控除及び固定資産税(次頁参照)の減額措置が創設されましたのでご案内します。

所得税額の特別控除

個人が、平成21年1月1日から令和7年12月31日までの間に、さいたま市内において、耐震改修工事を行った場合には、税額控除対象金額の10%相当額(25万円を上限。ただし、消費税法改正前の消費税率(5%)が適用されている場合は20万円を上限。)が所得税額から控除されます。

●主要要件

○対象となる住宅

- ・申請者の居住の用に供する住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅であること
- ・現行の耐震基準に適合していないものであること

○対象となる耐震改修

- ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること

○税額控除の対象となる金額

- ・耐震改修に要した費用から助成金を減じた額と、耐震改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額となります。

●控除の手続きについて

耐震改修工事を完了した年分の確定申告の際、確定申告書に①計算明細書、②住宅耐震改修証明書、③家屋の登記事項証明書等(昭和56年5月31日以前に建築されたことがわかる書類)を添付して税務署へ申告してください。

○住宅耐震改修証明書(※)の発行者

- ・さいたま市の建設事務所建築指導課
- ・建築士事務所に属する建築士
- ・指定確認検査機関 ・登録住宅性能評価機関

○確定申告の詳しい手続きに関してのお問い合わせ先

- ・西区、北区、大宮区、見沼区 大宮税務署 048-641-4945
- ・中央区、桜区、浦和区、南区、緑区 浦和税務署 048-600-5400
- ・岩槻区 春日部税務署 048-733-2111

耐震改修工事にかかる住宅ローン減税と、本特例は重複適用が可能です。

(※)住宅耐震改修証明書に係る関係書式については、下記URLの市ホームページでダウンロード出来ます。

URL：<http://www.city.saitama.jp/001/007/002/p009985.html>

固定資産税額の減額措置

平成 18 年 1 月 1 日以降に一定の耐震改修工事を行った場合には、その住宅に係る固定資産税（120 m²相当部分まで）の税額を以下のとおり減額します。

耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容
平成25年1月1日～令和8年3月31日	翌年度分の固定資産税額を <u>2分の1</u> に減額

●主な要件

○対象となる区域

- ・さいたま市全域

○対象となる住宅

- ・申請者の所有する住宅であること
- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること

※こちらの減税措置は、所得税額の特別控除と異なり、個人が居住する住宅に限定されません。

○対象となる耐震改修

- ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること
- ・耐震改修に係る費用が50万円超（令和8年3月31日までに耐震改修工事を行ったもの）であること

※耐震改修に直接関係のない壁の張替えなどに要した費用は含みません。

●減額の手続きについて

改修後 3 カ月以内に、各市税事務所資産課税課に備え付けてある「固定資産税耐震基準適合住宅に係る減額申告書」をご記入の上、固定資産税減額証明書及び改修費用を確認できる書類（請求書、領収書等）を添付して各市税事務所資産課税課へ申告してください。

○固定資産税減額証明書の発行者

- ・さいたま市の各建設事務所建築指導課
- ・建築士事務所に属する建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関

} (※)

※これらの機関が実際に発行業務を行っているかどうか、また手数料の額などにつきましては、事前にそれぞれの機関へお問い合わせください。

6 よくある質問

(1) 助成対象の確認

Q1. 兼用住宅でも対象となりますか。

A1. 兼用住宅でも延べ面積の1/2以上が住宅であれば、戸建て住宅として助成対象としています。

Q2. 建築基準法上の違反がある場合、助成金の対象とはならないですか。

A2. 補強工事の際に、是正される予定であれば、耐震診断・補強設計も助成の対象としています。

(2) 助成金交付申請

Q1. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A1. 通常は申請より1～2週間程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q2. 登記上の建物所有者ではないのですが、助成金を申請するときは共有者承諾書が必要ですか？

A2. 所有者の二親等以内であれば申請が出来ます。

その場合は、必ず戸籍謄本や住民票など、所有者の二親等以内ということがわかる書類と、建物を登記されている所有者全員から共有者承諾書に署名をいただいでください。

Q3. 添付書類の『建物の登記事項証明書』は、いつ発行されたものであれば良いですか？

A3. 申請日から概ね3か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q4. 建物の登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか。

A4. 原則は建物の登記事項証明書としていますが、建物が未登記である場合などは、納税通知書、インターネットの登記情報等で替えることができます。

Q5. 訂正が必要な場合、訂正印は必要ですか。

A5. 訂正箇所に訂正印又は、申請者のサインをしてください。

Q6. 耐震診断報告書は全てのページをコピーしなければいけませんか。

A6. 耐震診断報告書の計算内容等も確認していますので、全てのページをコピーしてください。

Q7. 補強工事時に耐震壁を設置する場合、床などは助成の対象とできますか。

A7. 耐震性能が上がるような床、外壁の工事については対象とします。

Q8. 増築（減築）で床面積が変わるときの床面積から算定する助成金額はどのように計算しますか。

A8. 原則、助成金額算定の為の床面積は、増築の場合には従前、減築の場合は従後としています。

ただし、助成金額が見積もりから決まる場合、増築部分については補強工事同等部分（耐力壁とその基礎等）について対象とできます。

Q9. 消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要な場合は？

A9. 課税事業主とならない個人の方や、課税対象事業主で消費税等仕入控除を受けない場合（課税される仕入れに係わる消費税の控除を受けず納税している事業者）は消費税等仕入控除不適用申出書の提出が必要となります。

なお、申請時に申請対象事業費の消費税等相当額（申請事業費の10%）が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、申請書の消費税等仕入控除額を記入し、消費税等仕入控除不適用申出書の提出は不要となります。

（3）実績報告

Q1. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？

A1. 契約書は一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された工事の注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる工事発注金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

Q2. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？

A2. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをしたことが確認できる書類や、請負業者の社判の押印されている清算書等がございます。

(4) 請求書の提出

Q1. 請求書はいつ提出すればいいですか？

A1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。

また、助成金交付請求書は申請年度の3月末までにご提出していただく必要があります。

7 記入例・様式

【記入例】

耐震補強設計助成金交付申請書（様式第9号）
耐震補強工事助成金交付申請書（様式第14号の2）
消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）
工事検査状況報告書（取扱い様式第7号）

【様式】

耐震補強設計助成金交付申請書（様式第9号）
耐震補強設計・工事変更承認申請書（様式第11号）
耐震補強設計実績報告書（様式第13号）
耐震補強設計概要書（様式第14号）
耐震補強工事助成金交付申請書（様式第14号の2）
耐震補強工事实績報告書（様式第15号）
消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）
助成金交付請求書（様式第8号）
承諾書（取扱い様式第2号）
助成金額の算定書（取扱い様式第3-1号）
耐震補強設計変更報告書（取扱い様式第5号）
工事検査状況報告書（取扱い様式第7号）
特定工程報告書（取扱い様式第10号）

* 温度変化によりインクが透明になる特殊な性質をもったインクを使用している
筆記用具で記入した申請書等は、認められませんので使用しないでください。

（第1面）

耐震補強設計助成金交付申請書

令和4年 5月10日

（宛先）さいたま市長

郵便番号 330-9588
 住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 電 話 048-829-1539
 （フリガナ） サイタマ イチロウ
 氏 名 さいたま 市郎

耐震補強設計に係る助成金の交付を受けたいの
 請します。

住所と地番が異なる場合は、地番を
 () 書きで併記してください。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	一戸建ての住宅	階 数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.00 m ²
建築確認	昭和48年 2月 31日 第 1234 号		
工事着手日	昭和48年 4月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

額確定通知	令和3年 1月 27日付け 建南建指 第 99999 号
-------	------------------------------

3 耐震補強設計の概要

設 計 者	氏 名	宮野 和規
	資 格	(一級) 建築士 (埼玉県) 登録 第 999999 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号	99999
	建築士事務所名称	さいたまシティ建築士事務所
	(一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録	99999 号
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-1-1
	電話番号	048-829-1539
設計費用	耐震補強工事に係る設計費	315,000円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	0円
	助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)	200,000円
予 定 日	耐震補強設計着手予定年月日	令和4年 6月 5日
	耐震補強設計完了予定年月日	令和4年 8月10日

木造建築物の場合は、
 記入してください。

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

原則、課税対象事業者が申請者の場合は記入してください。記載する額は、耐震診断に要する費用の消費税額等となります。
 尚、事業者でない個人、消費税仕入控除を受けない課税対象事業者の場合、記載は不要となり申請額の減額はありませんが、「消費税等仕入控除不適用申出書」の提出が必要となります。

記入例

様式第14号の2 (第27条関係)

- ・所有者 (又は2親等以内の方) が申請します。
- ・契約者と申請者は同一の方としてください。

(第1面)

耐震補強工事助成金交付申請書

令和4年 5月10日

(宛先) さいたま市長

1. 建築物の概要を記入してください。
2. 診断の助成金を受けている場合に記入してください。(耐震診断員派遣の場合は記入不要)
3. 設計の助成金を受けている場合に記入してください。

郵便番号 330-9588
住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
電 話 048-829-1539
(フリガナ) サイタマ イチロウ
氏 名 さいたま 市郎

耐震補強工事に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

住所と地番が異なる場合は、地番を () 書きで併記してください。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	一戸建ての住宅	階数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.00㎡
建築確認	昭和48年 2月 31日 第 1234 号		
工事着手日	昭和48年 4月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号 (助成金を受けている場合)

額確定通知	令和3年 1月 27日付け 建南建指 第 21-0000 号
-------	--------------------------------

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知番号 (助成金を受けている場合)

額確定通知番号	年 月 日付け	第 号
助成金交付額		円

4 設計者又は市長が認める者で、耐震補強工事に係る検査を行う者

工事検査者	氏名	宮野 和規
	資格	(一級) 建築士 (埼玉県) 登録 第 999999 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号	99999
	建築士事務所名称	さいたまシティ建築士事務所
	(一級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録	99999 号
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-1-1
電話番号	048-829-1539	

耐震補強設計者に確認して資格番号などを記入してください。
工事検査者を指定しない場合は補強工事の助成を受けられません。

工事を発注する工事施工者に確認して、許可番号などを記入してください。
 工事施工者は建築工事業の許可を取っている必要があります。

5 耐震補強工事の概要

工事施工者	商号又は名称	さいたまシティ建設株式会社	
	代表者の氏名	大浦 岩与	
	建設業の許可番号	(般-30) 第 1234 号	
	所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4	
	電話番号	048-829-1539	
工事費用	全体 (耐震補強工事以外の工事費を含む)	3,000,000円	
	耐震補強工事費	3,000,000円	
		消費税等仕入控除税額	0円
	工事監理費	0円	
		消費税等仕入控除税額	0円
助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)	1,125,000円		
予定日	耐震補強工事着手予定年月日	令和4年 9月 5日	
	耐震補強工事完了予定年月日	令和4年12月10日	

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

凡例 ○ 必要な書類

□ 耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類 (提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

△ 耐震補強設計に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類 (提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

書類	分類
建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類	□△
配置図、各階平面図 (助成対象建築物の位置と面積を表示すること。)	□△
所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類 (戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)	□△
法人の登記事項証明書 (建物の所有者が法人の場合に限る。)	□△

○工事費用について

・「全体」は見積金額を全て合算して記入してください。

・「耐震補強工事に要する費用」は全体の費用から補強工事と直接関係しないリフォーム工事、設備の新設などの費用を除いた額を記入してください。

※施工者に耐震補強工事費用とその他の費用が区別できるように内訳書を作成するように依頼してください。

・「工事監理費」は戸建て住宅の場合0円です。

・「助成金申請額」に算定書で計算した助成金の額を記入します。

○消費税等仕入控除額について

原則、課税対象事業者が申請者の場合は記入してください。記載する額は、耐震診断に要する費用の消費税額等となります。

尚、事業者でない個人、消費税仕入控除を受けない課税対象事業者の場合、記載は不要となり申請額の減額はありますが、「消費税等仕入控除不適用申出書」の提出が必要となります。

記入例

令和4年 5月 10日

(宛先) さいたま市長

郵便番号 330-9588
 住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 電 話 048-829-1539
 (フリガナ) サイタマ イチロウ
 氏 名 さいたま 市郎

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れ消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。
 なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることが場合は、速やかに市長に報告します。
 また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告をします。

対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市浦和区常盤6-4-4 (地番1-1)		
用途	一戸建ての住宅	階 数	地上2階/地下 階
構造	木造、一部 造	延べ面積	66.00 m ²
助成事業の内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

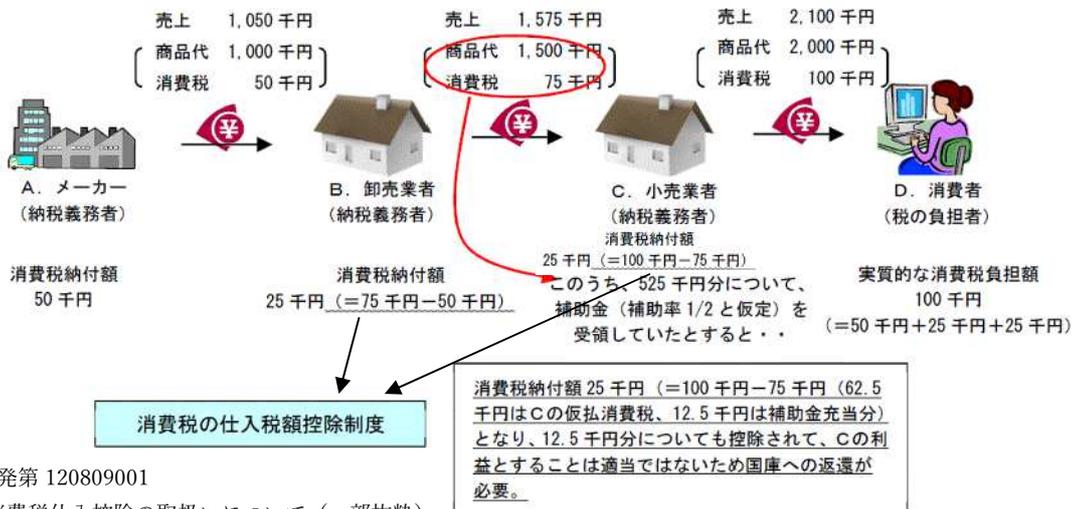
理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する理由を選択すること。

- 消費税法における納税義務者でない。
※課税対象事業者でない個人や、課税資産の譲渡等（有償で区分所有者以外に駐車場や会議室の貸出を行う等）を行わないマンション管理組合等
- 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第9条第4項に基づき第9条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
※課税売上高1,000万円以下の小規模事業者で、消費税課税事業者選択届出書を提出していない事業者
- 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業である。
※課税売上高5,000万円以下の中小事業者で、消費税簡易課税制度選択届出書を提出している事業者
- 上記の3項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については対象に含めない。
※ここにチェックが入る場合は、以下の場合などが考えられます。
 - ・消費税法別表第3に掲げる法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）で、同法第60条4項の規定が適用される、特定収入割合が5%を超える場合
 - ・同法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例配分方式により全額控除とならない場合。

個人の方で課税対象事業を行っていない場合は、
 消費税法における納税義務者でない。
 にチェックが入ります。

「消費税仕入控除制度」各取引の段階において、二重、三重に消費税が課されないよう、税の累計を排除するために事業者の納付税額の計算に当たり、その段階で課された消費税額を控除する制度。事業者が申告・納付する消費税額は、原則その課税期間中に課税売上の消費税額から課税仕入等の消費税額を控除して計算することになります。(課税仕入の消費税額が課税売上の消費税額を上回る場合は控除不足分還付あり)

図2 消費税の課税・仕入税額控除のイメージ（補助金の交付を受けていた場合）



記入例

取扱い様式第7号

工事検査状況報告書

耐震補強工事の検査を行いましたので、その結果を報告します。

(工事検査者) 氏名 宮野 和 槻

工事検査の状況

補強箇所及び確認事項の概要		確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合方法及び確認を行った年月日	照合結果
基礎	位置、形状及び大きさ		・位置・形状・寸法 ・配筋の本数・配置・かぶり厚さ	各階平面図 基礎伏図 構造詳細図	工程終了時に現場で確認 (R5/3/15)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	コンクリート 鉄筋 アンカーボルト	・材料・種類・規格・品質・形状・寸法・仕上げ・四週圧縮強度・塩化物量、アルカリ骨材反応等 材料・種類・規格・品質・形状・寸法・仕上げ ・品質・形状・寸法	各階平面図 基礎伏図 構造詳細図	・調合計画書及びミキサートによる書類審査、受入時の検査及びコンクリート試験結果 (R5/3/10) ・受入時の検査及び工程終了時に現場で照合 (R5/3/20) ・受入時の検査及び工程終了時に現場で照合 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	基礎鉄筋の接合部分 土台と基礎の接合部分	・接合状況・継手の状況・重ね長さ ・接合状況	各階平面図 基礎伏図 構造詳細図	工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) アンカーボルトの確認 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
壁（耐力壁等）	位置、形状及び大きさ		・位置・形状・寸法	各階平面図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で確認 (R5/3/30)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	木材 壁材 接合金物	・材料・寸法・形状 ・材料・寸法・形状 ・品質・形状・寸法	各階平面図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で確認 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	軸組みの接合部 筋かいの接合部 壁の打ち付け	・接合状況 ・接合状況 ・接合状況	各階平面図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で確認 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	柱・筋かい・壁・土台	・防腐・防蟻措置の状況	各階平面図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で確認 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し

屋根・床	位置、形状及び大きさ		・位置・形状・寸法	小屋伏図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で 確認 (R5/3/30)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法	木材 屋根材	・材料・寸法・形状 ・材料・寸法・形状	各階伏図 小屋伏図 仕上表 仕様書	工程終了時に現場で 確認 (R5/3/20) 工程終了時に現場で 確認 (R5/3/20)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	屋根材の接合部分	・接合状況	小屋伏図 構造詳細図 仕様書	工程終了時に現場で 確認 (R5/3/30)	<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
その他						<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
備考						

注

様式第9号（第17条）

（第1面）
耐震補強設計助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号
住 所
電 話
（フリガナ）
氏 名

耐震補強設計に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
建築確認	年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号（助成金を受けている場合）

額確定通知	年 月 日付け	第 号
-------	---------	-----

3 耐震補強設計の概要

設 計 者	氏 名		
	資 格	() 建築士 () 登録	第 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録		号
	所在地		
	電話番号		
設計費用	耐震補強工事に係る設計費		円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額		円
	助成金申請額（消費税等仕入控除税額を除いた額）		円
予 定 日	耐震補強設計着手予定年月日		年 月 日
	耐震補強設計完了予定年月日		年 月 日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

4 添付書類

凡例

- 必要な書類
- 耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類（提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要）

書類	分類
建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類	□
配置図、各階平面図（助成対象建築物の位置と面積を表示すること。）	□
所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）	□
法人の登記事項証明書（建物の所有者が法人の場合に限る。）	□
区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物の場合に限る。）	□
耐震診断報告書の写し	□
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）	□
消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。）	□
耐震補強設計に要する費用の見積書の写し	○
耐震補強設計の実施について、所有者の合意があることを証する書類	○

注

様式第11号（第19条、第29条関係）

耐震補強設計・工事変更承認申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

(フリガナ)

氏 名

年 月 日付け 第 号で耐震補強
(設計 ・ 工事 (工事・工事監理)) に係る助成金の交付決定の通知を受け
ましたが、次のとおり申請の内容に変更が生じたので、関係書類を添えて、変
更の承認を申請します。

変更内容

変更前	変更後

助成金交付申請額（消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除
税額を減額した額。下段に消費税等仕入控除税額を記入）

変更前	変更後
円	円
円	円

注

耐震補強設計実績報告書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

(フリガナ)

氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた耐震補強設計が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

耐震補強設計助成金 交付決定通知番号	年 月 日付け	第 号
耐震補強設計変更承認通知番号	年 月 日付け	第 号

2 耐震補強設計実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 耐震補強設計に要した費用

円

4 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

5 消費税等仕入控除税額

(交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。)

円・・・a

(円)・・・b

変更がある場合の差額 (a - b)

円・・・c

6 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額
(4 - c)

円

様式第14号（第20条関係）

（第一面）
耐震補強設計概要書

1 対象建築物の概要

申請者 (所有者)			
建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		構造	造、一部 造
階数	地上 階/地下 階	延べ面積	m ²

2 耐震補強設計の概要

設計者	氏名		
	資格	() 建築士 () 登録 第	号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録 第		号
	所在地		
	電話番号		
評価方法			
補強後評点			
補強箇所	有無	概 要	
基礎	有・無		
壁	有・無		
屋根	有・無		
その他	有・無		

(第二面)

3 建築基準法令のチェック

(1) チェック表

チェック項目	□にチェック、()内には数字を入れてください。
道路 (法第42条)	<input type="checkbox"/> 第1項(道路幅員 m) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第2項(道路幅員 m) 建築物の道路への突出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
接道 (法第43条) (県条例第3条)	<input type="checkbox"/> 適合する (<input type="checkbox"/> 法第43条第2項適用) (<input type="checkbox"/> 埼玉県建築基準法施行条例第3条 <input type="checkbox"/> ただし書適用) <input type="checkbox"/> 適合しない
用途地域 (法第48条)	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象外 (地域)
容積率 (法第52条) 建ぺい率 (法第53条)	(容積率 %) (建ぺい率 %) (敷地面積 m ²) (延べ面積 m ²) (建築面積 m ²)
高さ (法第55条) (法第56条) (法第56条の2)	法第55条(絶対高) <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象外 法第56条(道路斜線) <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (隣地斜線) <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (北側斜線) <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象外 法第56条の2(日影規制) <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象外
その他	[上記以外に対象建築物に関して建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例(以下これらを「建築基準法令」という。)のうち適合しない規定及び当該規定に係る部分]

(2) (1)において適合しない規定・部分がある場合

適用の除外 (法第3条)	[(1)において、建築基準法令に適合しない部分の工事を含む工事に着手した時期]
	[建築基準法令に適合しない部分の工事を含む工事に着手した時期における建築基準法令との適合性]
[建築基準法令に適合しない部分で、建築基準法第3条に該当しない場合、是正するための計画の概要]	

注

様式第14号の2 (第27条関係)

(第1面)
耐震補強工事助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号
住 所
電 話
(フリガナ)
氏 名

耐震補強工事に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
建築確認	昭和 年 月 日 第 号		
工事着手日	年 月 日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)		

2 耐震診断に係る助成金交付額確定通知書番号 (助成金を受けている場合)

額確定通知	年 月 日付け	第 号
-------	---------	-----

3 耐震補強設計に係る助成金交付額確定通知番号 (助成金を受けている場合)

額確定通知番号	年 月 日付け	第 号
助成金交付額	円	

4 設計者又は市長が認める者で、耐震補強工事に係る検査を行う者

工事検査者	氏 名	
	資 格	() 建築士 () 登録 第 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号	
	建築士事務所名称	
	() 建築士事務所 () 知事登録 号	
	所在地	
	電話番号	

5 耐震補強工事の概要

工事施工者	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	建設業の許可番号	() 第 号
	所在地	
	電話番号	
工事費用	全体(耐震補強工事以外の工事費を含む)	円
	耐震補強工事費	円
		消費税等仕入控除税額
	工事監理費	円
		消費税等仕入控除税額
助成金申請額(消費税等仕入控除税額を除いた額)	円	
予定日	耐震補強工事着手予定年月日	年 月 日
	耐震補強工事完了予定年月日	年 月 日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

6 添付書類

凡例

- 必要な書類
- 耐震診断に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類(提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)
- △ 耐震補強設計に係る助成金の交付を受けている場合に省略できる書類(提出済みの書類に変更がある場合は提出が必要)

書類	分類
建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類	□△
配置図、各階平面図(助成対象建築物の位置と面積を表示すること。)	□△
所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類(戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)	□△
法人の登記事項証明書(建物の所有者が法人の場合に限る。)	□△
区分所有者の代表の者が確認できる書類(区分所有建築物の場合に限る。)	□△
耐震診断報告書の写し	□△
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し(戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。)	□△
消費税等仕入控除不適用申出書(様式第27号)(当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合。)	□△
耐震補強設計図	△
耐震補強工事実施後の耐震診断報告書の写し	△
耐震補強工事実施後の耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し(戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。)	△
耐震補強設計概要書(様式第14号)	△
建築基準法令に適合しない部分がある場合は、その是正計画書	△
耐震補強工事費内訳書	○
3者以上による入札又は見積書の徴収を行った結果が分かる書類(戸建て住宅を除く。)	○
助成金額の算定書	○
現況写真	○
補強工事の実施について、所有者の合意があることを証する書類	○
緊急輸送道路閉塞建築物の場合においては、当該緊急輸送道路閉塞建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等	○

注

耐震補強工事実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

次のとおり助成金交付決定通知及び変更承認通知を受けた耐震補強工事について、耐震補強設計のとおり実施し、補強後の耐震性能を有することを確認しましたので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 交付決定通知及び変更承認通知

耐震補強工事助成金 交付決定通知番号	年 月 日付け	第 号
耐震補強工事変更承認 通知番号	年 月 日付け	第 号

2 耐震補強工事実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

3 設計者又は市長が認めた者で、検査を行い補強後の耐震性能を確認した者

工事検査者	氏 名		
	資 格	() 建築士 () 登録第	号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録		号
	所在地		
	電話番号		

4 耐震補強工事に要した費用

円

（内訳：工事費 円・工事監理費 円）

5 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

(内訳：工事費

円・工事監理費

円)

6 消費税等仕入控除税額

(交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。)

工事費

円 a

(円) b

変更がある場合の差額 (a - b)

円 c

工事監理費

円 a

(円) b

変更がある場合の差額 (a - b)

円 c

7 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額
(5 - c)

工事費

円

工事監理費 (5 - c)

円

合 計

円

8 添付書類 (各 1 部)

- 契約書等及び領収書等の写し
- 耐震補強工事箇所別の施工前・中・後の写真
- 工事検査状況報告書
- 建築基準法令に適合しない部分があった場合は、その是正報告書
- 耐震補強設計変更報告書 (軽微な変更がある場合)
- その他 ()

注

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号
住 所
電 話
(フリガナ)
氏 名

消費税等仕入控除不適用申出書

次の対象建築物に係る助成対象事業に要する費用について、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けませんので、その旨を申し出ます。

なお、事業の完了までに、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けることになった場合は、速やかに市長に報告します。

また、市長から課税売上高等について報告を求められた場合においては、速やかに報告を行います。

対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		階 数	地上 階/地下 階
構造	造、一部 造	延べ面積	m ²
助成事業の内容	①耐震診断 ②マンション簡易診断 ③耐震補強設計 ④耐震補強工事 ⑤建替え工事 ⑥除却工事		

理由 消費税法の規定による消費税額の仕入税額の控除を行わない理由について、該当する項目を選択すること。

- 消費税法における納税義務者でない。
- 消費税法第9条第1項の納付義務の免除者であり、かつ、同法第9条第4項に基づき、同法第9条第1項の規定を受けない旨の届出書を提出していない。
- 簡易課税事業者であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した事業者である。
- 上記の3項目に該当しないが、事業費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象に含めない。

注

助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

年 月 日付け 第 号で（耐震診断 ・ マンション簡易診断 ・ 耐震補強設計 ・ 耐震補強工事（工事費・工事監理費） ・ 建替え工事 ・ 除却工事）に係る助成金交付額確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
2 振込先

振込先金融機関			
			本店 支店
		銀行 信金 農協 信組 労金	
振 込 口 座	店番号	種 目	口 座 番 号
		1 普 通 2 当 座	
	フリガナ		
	口座名義		

（注）

- 1 該当項目を○で囲んでください。
2 口座名義のフリガナは必ずご記入ください。

(あて先) さいたま市長

(1) 助成金の申請を行う者

住所

氏名

(2) 助成金の対象建築物の所在地

さいたま市 区

承 諾 書

(2)の建築物の所有者（登記の有無に関わらず）全員の間において、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき（①耐震診断 ・ ②マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計 ・ ④耐震補強工事 ・ ⑤建替え工事 ・ ⑥除却工事）を実施することについて合意したところであり、助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者である私（私たち）は、(1)の者が助成金の交付を受けることについて承諾します。

(3) 助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者

① 日付 年 月 日

住所

氏名

② 日付 年 月 日

住所

氏名

③ 日付 年 月 日

住所

氏名

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名を別紙に記載し、添付してください。)

注) 氏名が印字の場合には押印してください。

助成金額の算定書

1 耐震補強設計

耐震補強設計費 <input style="width: 100%;" type="text"/> 円	× 2/3 =	<input style="width: 100%;" type="text"/> (a) 円 （千円未満切捨て）	助成金額（補強設計） <input style="width: 100%;" type="text"/> (b) 円 （a）と200,000円の小さい額
			過去に受けた助成金額（補強設計） <input style="width: 100%;" type="text"/> (b') 円

2 耐震補強工事

耐震補強工事費 <input style="width: 100%;" type="text"/> (c) 円			助成対象耐震補強工事費 <input style="width: 100%;" type="text"/> (e) 円 （c）と（d）の小さい額
34,100円 ×	延べ床面積（㎡） <input style="width: 100%;" type="text"/> ㎡	=	耐震補強工事費の限度額 <input style="width: 100%;" type="text"/> (d) 円
<input style="width: 100%;" type="text"/> (e) 円	× 1/2 =	<input style="width: 100%;" type="text"/> (f) 円 （千円未満切捨て）	
1,200,000円 -	<input style="width: 100%;" type="text"/> (b) 円	=	助成金額（補強工事）限度額 <input style="width: 100%;" type="text"/> (g) 円
（※に該当する場合（又はb'）は3,600,000円）			助成金額（補強工事） <input style="width: 100%;" type="text"/> (h) 円 （f）と（g）の小さい額

※ 非木造で緊急輸送道路閉塞建築物に該当し、地階を除く階数が3階以上

3 助成金額（合計）

助成金額（補強設計） <input style="width: 100%;" type="text"/> (b) 円	+	助成金額（補強工事） <input style="width: 100%;" type="text"/> (h) 円	=	<input style="width: 100%;" type="text"/> 助成金額（合計） 円
---	---	---	---	--

耐震補強設計変更報告書

年 月 日

(報告先) さいたま市長

郵便番号
住 所
電 話
(フリガナ)
氏 名

1 耐震補強工事に係る助成金交付決定通知書の内容

通知日番号	年 月 日付け			第	号
所在地	さいたま市 区				
用途		階数			
構造		延床面積			

2 設計変更事項

確認者	氏名 資格 () 建築士 () 登録第 号 さいたま市耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称 () 建築士事務所 () 知事登録 号 所在地 電話番号		
変更事項	変 更 前	変 更 後	
総合評点			
工事費用	全体(補強工事以外の工事費を含む)	円	円
	耐震補強工事に要する費用	円	円
設計内容	変更内容	変更理由	
変更事項説明			
その他			

3 記入上の注意

- ・この報告書の提出するときは、事前に必ず市窓口と打合せを行ってください。
- ・この報告書は、軽微な変更該当する事項が対象であり、これに該当しない変更については、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱第29条に規定する計画変更承認申請が必要となります。
- ・この報告書には、変更前と変更後の計画がわかる書面を添付してください。

工事検査状況報告書

耐震補強工事の検査を行いましたので、その結果を報告します。

(工事検査者) 氏名 _____

工事検査の状況

補強箇所及び確認事項の概要		確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	照合方法及び確認を行った年月日	照合結果
基礎	位置、形状及び大きさ					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
壁（耐力壁等）	位置、形状及び大きさ					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	防錆、防腐及び防蟻措置及び状況					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
屋根・床	位置、形状及び大きさ					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
	主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し
その他					<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適 <input type="checkbox"/> 無し	
備考						

注

取扱い様式第10号

特定工程報告書

特定工程に達しましたので、その内容を報告します。

1 対象建築物の概要

申請者 (所有者)			
建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市 区		
用途		構造	造、一部 造
階数	地上 階/地下 階	延べ面積	m ²

2 特定工程の概要

工事検査者	氏名		
	資格	() 建築士 () 登録 第 号	
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号		
	建築士事務所名称		
	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	所在地		
	電話番号		
補強箇所	有無	概 要	
基礎	有・無	<input type="checkbox"/> 配筋 <input type="checkbox"/> その他 ()	
壁	有・無	<input type="checkbox"/> 筋交い等を入れた軸組の設置 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他	有・無		

注

申請書類の提出先

申請する住宅の所在により、受付窓口が異なりますのでご注意ください。

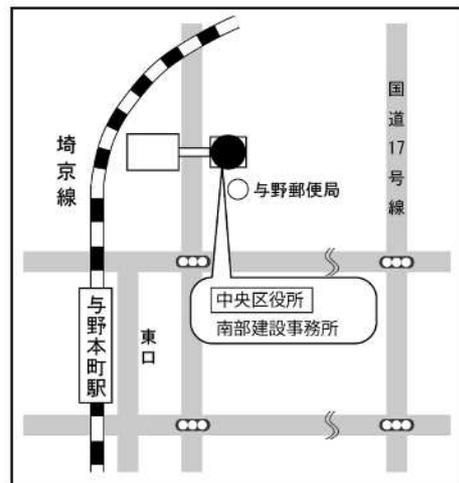
西区 北区 大宮区 見沼区 岩槻区
でのお手続きは

北部建設事務所 建築指導課
〒330-8501
さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1
大宮区役所内6階
TEL 048-646-3235
FAX 048-646-3268



中央区 桜区 浦和区 南区 緑区
でのお手続きは

南部建設事務所 建築指導課
〒338-8686
さいたま市中央区下落合 5-7-10
中央区役所内 別館2階
TEL 048-840-6236
FAX 048-840-6267



制度に関するお問い合わせ

さいたま市役所 建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1539
FAX 048-829-1982

申請書のダウンロード等

さいたま市ホームページ

●耐震補強等助成事業(戸建住宅の耐震補強工事)

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/p022061.html>

